

(議事要旨 2) 中期運営方針について

企業会計基準委員会 (ASBJ) の小賀坂副委員長より、中期運営方針についての詳細な説明が行われた。

その後、以下のとおり、基準諮問会議の委員より意見が出された。

(IFRS 第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 16 号)

IFRS 第 9 号「金融商品」

- IFRS 第 9 号に関して、特に減損については実務上の負担が大きく、中小の金融機関に対する影響が大きいと考えられるため、検討に着手するか否かにあたっては一定の配慮をお願いしたい。
- IFRS 第 9 号は重要な基準であり、特に減損については金融機関への影響が大きいため、検討に着手するか否かにあたっては慎重に進めていく必要があると考える。
- ヘッジ会計について、日本基準を IFRS 第 9 号と整合させた場合に我が国の法人税法との関係が論点になり得るため、検討に着手するか否かにあたっては慎重に検討を進めていく必要がある。

専門委員会における検討を開始する時期

- 収益認識に関しては、IFRS 第 15 号の適用開始時期に適用可能となることを当面の目標としているが、IFRS 第 9 号や IFRS 第 16 号についてはその適用開始時期に適用可能となることは目標としていないという理解でよいか。

(その他)

- 会計基準を開発する上で、考慮の対象項目として法人税法が記載されている。ASBJ が法人税法を考慮対象とする場合に、どのように考慮するのか。
- 引当金の認識に関して、我が国には包括的な会計基準が存在せず、企業会計原則注解 (注 18) のみに基づいて、多様な実務が見られる。そのため、国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行って頂きたいと考える。
- 適用後レビューの実施に関して、今後のスケジュールを確認したい。

以 上